

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年8月24日	第1回富山市障害者自立支援協議会 (次期富山市障害福祉計画・障害児福祉計画の策定等について)
令和5年10～11月	障害者団体(8団体)アンケート調査 →概要は第2章の25・26頁を参照
令和5年12月18日	第2回富山市障害者自立支援協議会 (第7期富山市障害福祉計画(案)及び第3期富山市障害児福祉計画(案)の策定について)
令和5年12月27日～令和6年1月10日	パブリックコメントの実施 → 2人(5件)
令和6年1月23日	第3回富山市障害者自立支援協議会 (第7期富山市障害福祉計画(案)及び第3期富山市障害児福祉計画(案)の策定等について)

2 富山市障害者自立支援協議会

○富山市附属機関設置条例（抄）

平成27年3月26

富山市条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関に別表に掲げる附属機関を置き、その所掌事務並びに委員の定数及び任期は、同表に定めるとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、執行機関は、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、その所掌事務並びに委員の定数及び任期その他必要な事項を告示しなければならない。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、同表の規定にかかわらず、従前の合議体の委員としての任期の残任期間とする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期
富山市障害者自立支援協議会	障害者等への支援体制に関する事項について審議する事務	20人以内	2年

○富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。

3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

平成26年2月1日からの任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○富山市障害者自立支援協議会委員名簿

【委員任期】 令和4年4月1日～令和6年3月31日

【委員数】 20人

構成区分			氏 名	所属・役職等	委員区分
学識経験者等			宮田 徹	富山国際大学子ども育成学部教授	副会長
			吉本 博昭	医師（知的・精神） 富山市地域精神保健福祉推進協議会会長	委 員
			石田 陽一	医師（身体） 富山市病院事業管理者	委 員
行政	国の機関	法務支局、労働局、公共職業安定所等	吉田 勉	富山公共職業安定所所長	委 員
関係機関	当事者	障害者団体、家族会等	大西 貞夫	富山市身体障害者福祉協議会会長	委 員
			中田 隆志	富山市手をつなぐ育成会会長	委 員
			長澤 正雄	富山市精神障害者家族会等連絡会代表	委 員
	教育	校長会、PTA連合会等	西田 弥佳	富山県特別支援学校校長会（富山県立富山聴覚総合支援学校校長）	委 員
	福祉等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、民生・児童委員等	高城 繁	富山市社会福祉協議会会長	会 長
			山村 敏博	富山市民生委員児童委員協議会会長	委 員
			中井 義則	富山市自治振興連絡協議会副会長	委 員
			土肥裕美子	富山県難病相談・支援センター統括相談支援員	委 員
			野口 雅司	富山市地域包括支援センター連絡協議会会長	委 員
			井波 博典	障害者支援施設高志ライフケアホーム所長	委 員
			前島 靖彦	社会福祉法人セーナー苑副苑長	委 員
			中島 昌未	社会福祉法人フレンドリー会統括施設長	委 員
			塚原 久永	社会福祉法人秀愛会理事長	委 員
	医療及び保健	医師、歯科医師、保健師、看護師等	舟坂 雅春	公益社団法人富山市医師会会長	委 員
			稲村 睦子	公益社団法人富山県看護協会会長	委 員
	事業者	商工会議所	橋本 英徳	富山商工会議所事務局長	委 員

※敬称略



**第7期富山市障害福祉計画
第3期富山市障害児福祉計画**

発行年月 令和6年3月

発 行 富山市

編 集 福祉保健部障害福祉課

こども家庭部こども健康課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL:076-443-2254/2279

FAX:076-443-2143/2169

第7期富山市障害福祉計画
第3期富山市障害児福祉計画



令和6年3月
富山市